

「アミスルブロム」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「アミスルブロム」については農薬取締法に基づく登録の申請があった旨、農林水産省より平成18年3月24日付けで連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

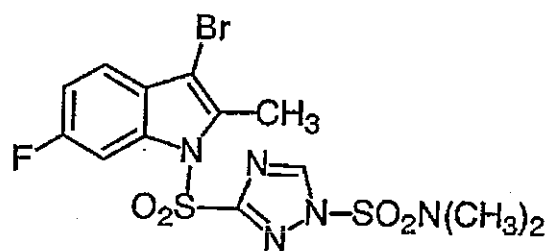
アミスルブロム

本薬は、新規に申請された殺菌剤であり、ばれいしょ、だいず、トマト等への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、諸外国においても基準は設定されていない。

化学名 3-(3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イル
スルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-ス
ルホンアミド

構造式



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「アミスルブロム」の食品中の残留基準設定について検討する。